

動薬協会発 40 号
令和 4 年 5 月 27 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

「自衛隊の災害派遣に関する実態調査—家畜伝染病への対応に関して—の結果
(勧告)」(令和 4 年 4 月 22 日付け総評評第 59 号) への対応について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知(4 消安第 1080 号)がありましたので、お知らせします。

4 消 安 第 1 0 8 0 号
令 和 4 年 5 月 2 5 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「自衛隊の災害派遣に関する実態調査—家畜伝染病への対応に関して—の結果（勧告）」（令和4年4月22日付け総評評第59号）への対応について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

写

4 消安第 1080 号
令和 4 年 5 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「自衛隊の災害派遣に関する実態調査一家畜伝染病への対応に
関して一の結果（勧告）」（令和 4 年 4 月 22 日付け総評評第
59 号）への対応について

今般、総務大臣から、「自衛隊の災害派遣に関する実態調査一家畜伝染病への対応に関して一」の結果が公表されるとともに、農林水産大臣に対して適切な改善措置を講じ、その結果を令和 5 年 5 月 31 日までに回答するよう勧告されたところです（別添参照）。

本勧告では、当省に対して、家畜伝染病発生時の対応や平時からの備えに関し、都道府県を挙げた動員計画の策定の推進や家畜伝染病発生時に都道府県と自衛隊との円滑な連携を図る観点から進めるべき取組について、都道府県への指導を求める内容となっております。

本勧告において言及のあった動員計画については、既に全都道府県から提出いただいているところですが、都道府県におかれましては、本勧告の趣旨を踏まえて、下記の事項について、都道府県内の関係者との調整をはじめとして、必要な対応を速やかに講じていただきますようお願いいたします。また、担当の動物衛生課からも、実効性確保の観点から改善が必要と認められる動員計画については該当の都道府県に順次指導するとともに、令和 4 年 9 月頃を目途に都道府県における対応状況に係る調査を実施することとしていますので、御協力方よろしくお願いいたします。

なお、総務省の報告書における優良取組事例については、全国会議等を通じて、各都道府県に情報共有したいと考えておりますので、引き続き御協力よろしくお願いいたします。

記

- 1 市町村や関係団体を含めた都道府県を挙げた人員の確保及び実効性のある動員計画の策定
 - (1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、都道府県は、発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、動物衛生課に報告すること。
 - ① 家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。それでもなお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。
 - (2) 迅速な防疫措置を実施するための実効性確保の観点から、適宜動員計画の見直しを行い、(1)を踏まえて必要な人員確保のために関係市町村、関係団体等との調整を速やかに行い、動員計画に反映すること。
 - (3) 特に、早期封じ込めのためには患畜又は疑似患畜の迅速なと殺及び死体の処理が重要であることから、防疫指針においては24時間以内のと殺の完了及び72時間以内の焼埋却を目安として示している。この時間の目安となる飼養規模は、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において以下を想定していることから、策定した動員計画において、殺処分完了までの日数が、ここで示した飼養規模から想定される日数の目安を大幅に上回っている場合には、上記(1)及び(2)を踏まえ、都道府県内の動員体制を改めて見直し、改善を図ること。
 - ① 肥育豚飼養農場で1,000～2,000頭程度
 - ② 肉用鶏平飼いで5～10万羽程度、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽程度

2 関係機関との役割分担

- (1) 豚熱に関する防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針第2-2の2の(5)において、発生時に備えて都道府県内の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、関係機関、関係団体等との間で連絡窓口の明確化、動員計画及び調達計画等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備すること。
- (2) と殺については、豚熱に関する防疫指針第7の1の(5)及び留意事項50並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針第7の1の(7)及び留意事項28において、都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、豚舎・家きん舎の構造・設備、周辺的环境等を考慮の上、臨床症状が確認されている豚・家きんのと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施することとしており、関係機関との役割分担をあらかじめ検討する際には、緊急性も考慮した上で適切に調整すること。

以上